

▲計画の中扉の挿絵

計画の表紙と中扉の挿絵の作家

斉藤 互 (さいとう わたる) 氏

1959年生まれ、市内在住、市の福祉作業所に通所。幼い頃から絵を描き続け、両親が大切に保管しておいた作品が認められ、2004年ベルギーで初の個展を開催。その中の作品。

計画策定委員からのメッセージ



市障害者福祉会 会長
吉田 勲治 (よしだ かんじ) 氏

障害がある方が頑張ろうと思えるようなサービスを個別に実施していくことが大切だと思います。また、障害がある方が周りに迷惑をかけてしまうこともあるかもしれませんが、それを理解し、協力しあう事も必要なことです。

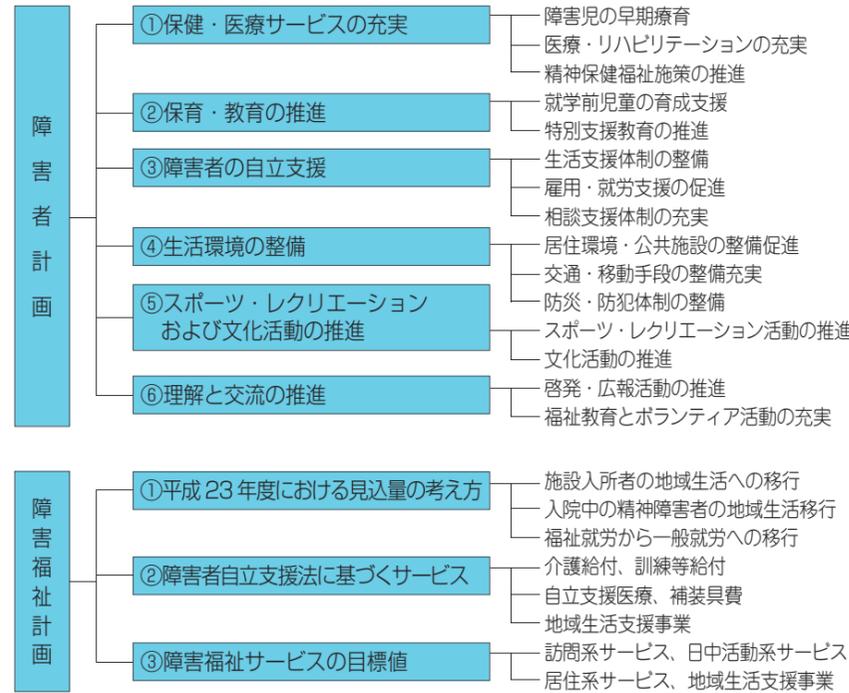


手をつなぐ育成会 会長
田中 久江 (たなか ひさえ) 氏

計画策定のため、会の中で活発な意見が交わされ、会の団結にもつながりました。災害などの突発的な出来事にも柔軟に対応できるような計画になって欲しいと思います。やはり、ご近所などの理解があってこそ自宅での生活が可能になると思います。

施策の体系

計画は、障害者計画と障害福祉計画の内容に大きく分かれ、次のように細分化します。



平成23年度の数値目標

(目標1) 福祉施設の入所者を地域生活へ移行



(目標2) 退院可能な精神障害者の地域生活へ移行



(目標3) 福祉施設からの一般就労への移行



▲計画の表紙

かすみがうら市

障害者計画・障害福祉計画を策定

平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、身体・知的・精神障害者を一元化した事業計画を平成19年3月に策定しました。 関社会福祉課 内線1161・1162

計画の基本理念

健やか・安心・思いやりのまちづくり

障害のある人もない人も地域で共に暮らしていくことを理想とした「ノーマライゼーション」の実現をすすめ、障害のある人がそれぞれの能力を生かして自分らしく暮らすことの出来るような取り組みを推進します。

市の重点施策・事業

以下の6つの項目を優先的に取り組みます。

- (1) 早期療育体制の確立
(2) 精神保健福祉の充実
(3) 地域生活への移行支援
(4) 障害者雇用への拡大
(5) 地域活動支援センター整備の拡充
(6) 地域福祉センター整備と有効活用

特に(5)の地域活動支援センターについては、職業訓練などの就労支援のほか、相談支援など多目的な活用が期待されており、障害者の地域生活を促進する拠点施設としてサービスの充実に努めます。

計画策定の趣旨

障害者福祉は、平成五年に障害者基本法が成立して以来、平成十五年度の支援費制度導入、平成十八年度の障害者自立支援法の施行など、新たな取り組みが求められるようになってきました。障害者自立支援法は、「身体・知的・「精神的」・「精神」の障害別で制度体系分けされてきた障害者支援を一元化していくことや、障害のある人の就労支援を強化していくこと、入所施設利用者な

どを地域生活へ移行していくことなど、従来の障害者福祉施策を大きく変える内容になっていきます。障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスは、平成十八年十月から本格的に開始し、平成二十三年度までに全面的に移行されます。その円滑なサービス移行とサービス提供体制の計画的な基盤整備を实行するため、市町村において「障害福祉計画」を平成十八年度中に策定することになっていました。

度改革への対応に加えて、当市は、これまで合併前の各町で策定していた障害者計画の統合を図るため、「かすみがうら市障害者計画及び障害福祉計画」を策定しました。この計画は市が取り組むべき今後の障害福祉サービスなどの施策の基本方向を定めた計画となり、同時に、関係企業・各種団体などとの連携を図るための指針となります。

市の障害者の現状

平成十八年四月一日

計画の期間

現在の、各手帳の所持割合は、身体障害者手帳が83.5%で最も多く、療育手帳が13.1%、精神障害者保健福祉手帳が3.4%となっています。近年の障害手帳の所持者数の推移をみると、どの障害種別も増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳については、過去四年間で約二・五倍に増加しています。

計画の閲覧場所

障害者施策全般についての計画となる「かすみがうら市障害者計画」は平成十八年度から平成二十七年までの十年間、障害福祉サービスの具体的な実施計画となる「かすみがうら市障害福祉計画」は平成十八年度から二十三年度の六年間の計画です。

計画は、社会福祉課窓口、または、市ホームページ「行政情報」↓「まちづくり計画」で閲覧することができます。

平成 18 年度 行政改革推進状況をお知らせします



市では、行政改革大綱および集中改革プラン（平成 17 年度～ 21 年度）を策定し、市民のニーズや社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行政改革を進めています。

市民との協働推進

- ◇意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施
 - ・実施案件：①総合計画基本構想
 - ②障害者計画及び障害福祉計画
- ⇒意見公募手続は、市が重要な計画などを策定する際に、市民の皆さんのご意見をお伺いするためのものです。

財政の健全化

- ◇入札監視委員会を設置
 - ⇒入札制度検討委員会（内部組織）および入札監視委員会（外部組織）を設置して透明性の確保を図り、市内の公共工事 125 件のうち 93 件において、一般競争入札を実施しました。
 - また、過度の低価格による入札などが原因で起こる不良工事などを防止し、適正な価格での入札がなされるよう低価格入札案件の調査体制を確立しました。
- ◇公用車の軽自動車（低価格・低燃費）への更新
 - ⇒公用車の軽自動車の割合 29%→40%（年度当初比 ※特殊車両などを除く）
- ◇徴税力の強化
 - ⇒平成 19 年度に「納税推進課」を設置、国保税も併せた徴収体制に
 - ⇒茨城租税債権管理機構を活用し、平成 18 年度 17,327 千円の実績
- ◇広報かすみがうら広告掲載取扱要綱の制定と募集
 - ⇒広報誌面に広告枠を確保

市民サービスの向上

- ◇電子自治体の構築
 - 1) 市ホームページの充実（携帯サイト・電子メール）
 - ⇒携帯電話に対応したページを追加
 - ⇒電子メールによる「市からのお知らせ」などを毎週配信
 - 2) 電子申請・届出サービスの拡大
 - ⇒平成 17 年度 17 業務 → 平成 18 年度 33 業務
 - 3) 中央出張所へ諸証明書自動交付機の設置

定員管理・給与の適正化

- ◇定員適正化計画を推進（年度当初比）
 - ⇒平成 18 年度 530 人 → 平成 19 年度 514 人
- ◇人材の育成
 - 1) 人材育成基本方針を策定
 - ⇒「市が求める職員像」を掲げ、市民の信頼や期待に応えるために、体系的に人材育成を推進
 - ・行政改革推進研修会、指定管理者制度研修会、人事評価研修会、普通救命講習に延べ 268 人参加
 - ・そのほか派遣研修として茨城県自治研修所などへ延べ 84 人派遣
 - 2) 職員の時差出勤制度に関する規程の制定
 - ⇒職員の健康管理、時間外勤務の抑制

その他

- ◇市長の行動記録・交際費を公表
- ◇民間委託を推進
 - 1) 指定管理者制度導入指針の策定
 - ⇒平成 20 年度の運用を視野に
 - 2) 長期継続契約の活用
 - ⇒千代田庁舎警備委託を 1 年から 3 年契約にするなど
- ◇未利用財産の売り払い
 - ⇒払い下げ申請による財産の売り払い（7 筆：売却額 7,742 千円）
- ◇「一職場一目標」運動の実施
 - 55 の職場（70 項目の仕事）で、具体的かつ分かりやすい数値目標を設定し、取り組みました。
 - ⇒詳しくは << <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/kikaku/gyoukakutop.htm> >>

☎総務課行政改革推進室 ☎内線 1526・1527

市民サービスの向上と
効率的な行政運営を
目指して！

	特別障害者手当	20 歳以上
内容	在宅で 20 歳以上の常時特別な介護を必要とする重複の障害者に支給される制度です。手当額＝月額 26,440 円	
対象	在宅で 20 歳以上の常時特別な介護を必要とする重複の障害者であり、次の場合を除く。 1. 障害者支援施設などに入所しているとき 2. 病院などに継続して 3 カ月を越えて入院しているとき 3. 受給者または扶養義務者の所得が限度額以上の場合	
手続き	社会福祉課に特別障害者手当認定請求書などを提出し申請してください。	

	障害児福祉手当	20 歳未満
内容	在宅の重度障害児がその障害のために、日常生活において常時の介護を必要とする場合に支給される制度です。手当額＝月額 14,380 円	
対象	在宅の常時介護を必要とする重度障害児であり、次の場合を除きます。 1. 障害を支給事由とする年金給付を受けることができるとき。（ただし、全額停止の場合を除く。） 2. 肢体不自由施設などに収容されているとき。	
手続き	社会福祉課に障害児福祉手当認定請求書などを提出し申請してください。	

▲ 障害児福祉手当を受給している方は、在宅障害児福祉手当を受けることはできません。

	在宅障害児福祉手当	20 歳未満
内容	在宅の障害児を介護する家庭の経済的援助を図るため、満 20 歳未満の心身に障害のある児童を養育している保護者に支給する制度です。手当額＝月額 3,000 円（県補助基本額）	
対象	次に述べる障害のいずれかに該当する児童を介護する方（障害児福祉手当受給者は除きます。施設に入所した場合は資格を喪失します。） 1. 身体障害者手帳 1 級から 3 級および 4 級の一部の身体障害児 2. 療育手帳 (マルエー) ～ B の知的障害児 3. 上記と同程度の障害のある児童	
手続き	社会福祉課に支給申請書を提出し申請してください。	

障害者のための 各種手当 があります

市や県には、障害がある方に経済的な援助をするための手当が各種あります。
該当するような手当についての詳細は、お問合わせください。

☎ 社会福祉課 ☎ 内線 1161・1162
・茨城県障害福祉課 ☎ 029-301-3363

	特別児童扶養手当	20 歳未満
内容	心身に障害のある 20 歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している方に手当を支給する制度です。手当額＝（1 級）50,750 円、（2 級）33,800 円	
対象	障害の程度が次に該当する方が対象です。 1. 療育手帳の判定が (マルエー)、A、B 程度の知的障害または同程度の精神障害のある方 2. 身体障害の程度が、身体障害者手帳のおおむね 1～3 級程度の方	
手続き	社会福祉課に、手当認定請求書と戸籍の謄本または抄本、住民票の謄本、認定診断書、その他必要な書類を提出して下さい。	

	難病患者福祉見舞金	年齢不問
内容	かすみがうら市難病患者福祉見舞金支給要綱の別表に定める疾病をわずらった方に対して、支給するものです。見舞金＝年額 30,000 円	
対象	ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症／皮膚筋炎および多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ピュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、難治性肝炎のうち劇症肝炎、悪性関節リウマチ ほか	
手続き	社会福祉課に、一般特定疾患医療受給者（写）または疾病を証明する診断書などを提出して下さい。また、申請受付は 10 月中旬から行なう予定です。	